

令和6年11月8日

自然環境課  
直 通：092-643-3367  
内 線：3481  
担 当：西村、中川

## 死亡野鳥における鳥インフルエンザ遺伝子検査 陽性について（福岡市）

令和6年11月1日に福岡市において回収された死亡野鳥（ヒドリガモ）の遺伝子検査を実施したところ、令和6年11月7日にA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されました。高病原性鳥インフルエンザの恐れがありますので、注意喚起のためお知らせします。

今後、国立環境研究所において、確定検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザウイルスであるかを確認する予定です。検査の結果、陰性となることもあります。

また、回収地点周辺の飼養家さんについて確認した結果、現在のところ異常は認められておりません。

### 1 これまでの経緯

- 11月1日・ヒドリガモ1羽の死亡個体を回収
  - ・簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザウイルス陰性を確認
- 11月7日・国立環境研究所において遺伝子検査の結果、A型鳥インフルエンザウイルス陽性反応を確認
  - ・環境省が回収地点から半径10km圏内（福岡市、春日市、大野城市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の一部）を野鳥監視重点区域に指定
- 11月8日・福岡県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対策会議を開催し、関係部局における対応等について協議

### 2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域に指定されたことを受け、野鳥の監視を強化します。
- (2) 鳥獣保護関係団体、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により鳥インフルエンザの情報や野鳥に接する際の注意点について、広く県民に周知します。
- (3) 県内の養鶏場等に対し、改めて飼養衛生管理基準遵守の徹底と注意喚起を行います。

#### 【野鳥に接する際の注意点】

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあるため、素手で触らないでください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

福岡県では、下記のホームページにて、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況や野鳥に接する際の注意点などの情報提供を行っています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shizentorifuru.html>



#### 【報道機関の皆さまへ】

- 今後新たに野鳥の高病原性鳥インフルエンザ疑い事例が発生した際には、上記福岡県ホームページで公表することとし、プレスリリースは実施しません。
- ただし、次の場合については、ホームページでの公表と併せてプレスリリースを実施します。

- ・野鳥等の大量死が確認された場合
- ・動物園の飼養鳥において発生が確認された場合
- ・その他、プレスリリースの実施が適当と判断される場合